

ASEAN3か国における 「翻訳チェック」の取り組み



創英ASFANオフィス・支配人 弁理士 井上 博人

■はじめに

近時ASEANにおける特許の誤訳問題について、目 にする機会が多くなっています。

例えば、本年3月には、JETROバンコク事務所知 的財産部が本問題に関連する調査事業を行い、結果が 公表されています⁽¹⁾。また、本年8月初旬に東京で開 催された日ASEAN特許庁長官会合でも本問題が取り 上げられ、問題の解決に向けた協力体制を構築するこ とを記した「日ASEAN知財共同声明」が採択されて います(2)。

そうした中、創英は、本問題に早くから着目し、2017 年のASEANオフィスの設立を契機として、非英語圏 である、タイ、ベトナム、インドネシアについて、主 に特許明細書の英語から現地語への翻訳が適切になさ れているかを確認すべく、「翻訳チェック」の取り組み を開始しました。月刊創英ヴォイス2019年9月号及 び11月号にて、その一部をご紹介しましたが、本記 事にて全体の概要をご紹介します。

■翻訳チェックの目的

本取り組みは、お客様の権利をより万全に確保する ことを目的に開始しました。

まずは、上記3か国の案件から、現地代理人ごとに 何件かサンプルを抽出しチェックしています。チェッ ク結果は現地代理人と共有し、翻訳品質の改善、向上 に役立てています。現状、サンプルチェックではあり ますが、フィードバックを通して各国の現地代理人に は「見られている」という緊張感を持っていただき、 チェックした案件だけではなく、創英案件全ての翻訳 品質の向上を図っています。

■チェックの手順

現地代理人が翻訳した特許明細書について、何件か を抽出し、以下の流れで確認しています。

① 各国語(タイ語、ベトナム語、インドネシア語)

のネイティブが、英語の明細書と各国語の明細書 を熟読し、後述のチェック項目に基づいて、各国 語の明細書をチェックします。そして、誤訳と思 われる個所を安全サイドで拾ってリスト化し、そ れぞれどのように誤訳されているかを英語でまと めます(1次チェック)。

- ② 次に、日本人が、1次チェック結果をチェック します(2次チェック)。
- ③ 1次チェック者のネイティブと2次チェック者 の日本人が、議論・再検討を行い、現地代理人に フィードバックすべき事項をまとめます。
- ④ 現地代理人にチェック結果をフィードバックし、 誤訳の指摘が正しいかどうか判断していただき、 誤訳ということであれば明細書の修正をお願いしま す。

ところで、翻訳チェックの手法として、逆翻訳(バ ックトランスレーション)があります。この方法は有 用ではあると思いますが、注意が必要です。例えば、 英語XにA、Bの2つの意味があり、本来はAの意味で 用いられているにも関わらず、Bの意味のみを有する 現地語Yに翻訳されている場合があり得ます。この場 合、逆翻訳をすると現地語Yは英語Xとなり、正しく 翻訳されていると判断されてしまうおそれがあります が、本当は正確ではない、ということが生じ得ます。

この点、創英では可能な限り注意深く確認してお り、例えば、タイの場合、1次チェック者は技術と英 語の高度な理解力を有するASEANオフィスのタイ人 スタッフであり、原文の正確な意味の把握に努めて確 認を行っています。

■チェック項目

主に以下の項目に基づいて、チェックしています。

- ・誤訳
- 誤記
- ・ 単語の削除、 単語の追加

- ・文法エラー
- ・元の英語の問題(クリアでない、理解できない)
- ・明細書の構成変更

■チェック結果

チェックの結果、一見して分かり易いところです と、以下のような問題が発見されています。

- ・英語phraseが、phaseの現地語に翻訳されていた。
- ・英語belowが、aboveの現地語に翻訳されていた。
- ・英語were not smoothly suppliedが、現地語翻訳に おいてnotが落ちてしまっていた。
- ・英語controlが、現地語でcontrol controlのように、 同じ単語が二重に翻訳されていた。

また、チェックを行っている3か国は、言語の特質 の相違等により、チェックにおいて多少異なる特徴が あり、例えば、タイに関しては、以下のような注意点 があります。

<語順の問題>

タイ語と英語では、語順の違いがあり、一例とし て、タイ語では、名詞を修飾する形容詞は、名詞+形 容詞の順序になります。そのため、逐語的に翻訳され ている場合、係り受けが正確でなく、意味が変わって しまっているおそれがあります。タイ語翻訳において 修飾関係は要注意です。

■誤訳訂正の可否

仮に誤訳が発見された場合の対応として、本件の3 か国において、誤訳訂正ができるか否かの概要は、以 下の通りです。

| | 権利化前 | 権利化後 |
|--------|-----------|--------|
| タイ | パリ:不可 | パリ:不可 |
| | PCT:可 | PCT:不可 |
| ベトナム | パリ:不可 | パリ:不可 |
| | PCT:可 | PCT:不可 |
| インドネシア | パリ:可(実務上) | パリ:可 |
| | PCT:可 | PCT:可 |

【出典】現地代理人に確認

特に、パリルートに関しては、タイやベトナムでは 基礎出願まで戻ることはできず、各国出願の際に正確 な現地語翻訳を準備する重要性が高いといえます。

■現地代理人へのフィードバック

翻訳チェックの結果は、現地代理人と共有し、仮に 誤訳があれば修正し、また、将来の品質の改善、向上 へとつなげることが重要です。

現場主義の創英としては、対面でのフィードバック は欠かせないものであり、昨年から今年にかけて、サ ンプルチェックの結果を持参の上、タイ、ベトナム、 インドネシアの現地代理人事務所を訪問しました。

フィードバックでは、創英のチェック結果を共有 し、個別具体的な点について議論を行い、現地代理人 から有意義な回答や意見を得るとともに、現地の特許 (翻訳)実務について学び、更に、各事務所の翻訳体制 を詳しく確認することができました。

各国の現地代理人を直接訪問することで、現地代理 人には創英の本取り組みへの真剣さが伝わり、翻訳の 重要性をより認識いただくことができ、また、自分た ちの翻訳の体制を再確認、再検討する良い契機となっ ていることがうかがえました。

■最後に

高い経済成長を続けるASEAN各国においては、今 後益々、特許をはじめとする知的財産の重要性が高ま るものと思います。

創英の本取り組みが、お客様の知財権の万全の確保 につながるよう、引き続きしっかりと対応して参りま す。

【出典】※各ウェブサイトにて無料でアクセス可能

- (1) 日本貿易振興機構(JETRO)「タイ:知的財産に関 する情報」「タイ、ベトナム、インドネシアにおける 特許クレームの翻訳の質の調査」
- (2) 経済産業省「HASEAN間の知財協力を強化しま したし